

堺市子ども計画（案）の修正内容について

【パブリックコメントによる修正】

該当ページ	旧	新
P1	そのような中、子ども・若者の視点に立って、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するため、令和 5（2023）年 4 月に子ども家庭庁が発足し、子ども基本法が施行されました。さらに、同年 12 月には、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めた全ての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向け、子ども大綱が策定されました。	「1 計画策定の趣旨等」の文章を以下のとおり修正しました。 そのような中、子ども・若者の視点に立って、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するため、令和 5（2023）年 4 月に子ども家庭庁が発足し、子ども基本法が施行されました。子ども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「子どもまんなか社会」の実現をめざして、子ども施策を総合的に推進することを目的としており、同年 12 月には、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めた子ども大綱が策定されました。
P1	—	「1 計画策定の趣旨等」に児童の権利条約（子どもの権利条約）についての以下の解説を追記しました。 【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）】 この条約は、18 歳未満の全ての児童（子ども）の権利や自由を尊重し、子どもに対する保護や援助を図り、その健やかな成長や幸せを国際的に保障するために定められた条約です。 条約では、子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。 「子どもの権利条約」4 つの原則 ・差別の禁止（差別のないこと） ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこ

		と) ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること） ・こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
P22	・全てのこども・若者の人権が尊重され、自らの意見を表明できるようになることで、ありのままの自分を受け容れて自己肯定感を持つことができ、自分らしく成長しながら社会に参画できる	「基本理念の趣旨（1 つ目）」を以下のとおり修正しました。 ・全てのこども・若者が個人としてその人権を尊重され、自らの意見を表明できるようになることで、ありのままの自分を受け容れて自己肯定感を持つことができ、自分らしく成長しながら社会に参画できる
P22	・差別や虐待、いじめなど、困難な状況では助けられ、孤立や貧困に陥ることなく、安心して成長できる	「基本理念の趣旨（3 つ目）」を以下のとおり修正しました。 ・差別や虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力など、困難な状況では助けられ、孤立や貧困に陥ることなく、安心して成長できる
P25	3 こども・若者の意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進	表題を以下のとおり修正しました。 3 こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進
P25	これまで大人が中心であった社会を「こどもまんなか社会」へ変えるため、こども・若者を支援の対象としてとらえるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとしてその意見を聴き、施策に反映させることが重要です。こども・若者の意見の施策反映や社会参画促進によって、こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策をより実効性のあるものにできます。 また、こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を	「3 こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進」の説明文書を以下のとおり修正しました。 これまで大人が中心であった社会を「こどもまんなか社会」へ変えるため、こども・若者を支援の対象としてとらえるだけでなく権利の主体として認識し、ともに社会をつくるパートナーとしてその意見を聴き、施策に反映させることが重要です。こども・若者の意見の施策反映や社会参画促進によって、こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができます。 こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社

	与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資することになります。このことから、学校教育における主権者教育の推進も重要です。本市では、こども・若者の意見聴取と施策への反映に向けた取組を以下のとおり推進します。	会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資することになります。このことから、学校教育における主権者教育の推進も重要です。 また、こども・若者を含む社会全体がこども・若者の権利について理解を深め、差別や虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力などの権利侵害からこども・若者を守る必要があります。本市では、こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組を以下のとおり推進します。
P25	保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこども・若者の健やかな育ちにかかわる大人のほか、広く市民に対しても、こども・若者の意見表明権について周知・啓発します。	「（１）地域社会全体への周知・啓発」の説明文書を以下のとおり修正しました。 保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこども・若者の健やかな育ちにかかわる大人のほか、広く市民に対しても、こども・若者の権利及び意見表明権について周知・啓発します。
P25	—	以下の項目を追加しました。 （２）困難な状況にあるこども・若者の権利擁護差別や虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力などにより権利を侵害されたこども・若者の声を聴き、必要な支援等につなげるため、関係機関と連携して取り組みます。また、支援を必要とするこども・若者を相談窓口につなげるための効果的な周知を行います。
P26	こども・若者の意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進	「１ 施策体系図」の右側の記載を以下のとおり修正しました。 こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進
P27	—	1-3 個性豊かに育つための幼児期までの教育・保育の推進の「重点的な取組」に以下を追加しました。 幼児期における性教育の推進

P33	こどもを犯罪や交通事故等から守り、安全で健全に地域の中で成長できるよう、地域ぐるみで安全・安心な子育て環境を整備します。	5-5 安全・安心な子育て環境の整備の説明文書を以下のとおり修正しました。 こどもを犯罪や交通事故、受動喫煙等による健康被害などから守り、安全で健全に地域の中で成長できるよう、地域ぐるみで安全・安心な子育て環境を整備します。
P33	—	5-5 安全・安心な子育て環境の整備の＜重点的な取組＞に以下を追加しました。 受動喫煙対策の推進
P50	—	（５）放課後児童対策等事業の説明に以下の文言を追記しました。 利用する児童がより快適に過ごせるよう、活動場所の確保や環境整備に努めます。
全体		和暦と西暦を併記に修正しました。
【こども版】 P1	—	1 ページ目（表紙）の文章の冒頭に、以下の文言を追記しました。 「全てのこどもは、とても大切な存在です。みなさんには、教育を受けたり、自分の意見や思いを伝えたり、いじめや暴力などから守られ安心して生きる権利があります。」

【その他の修正・追記】

該当ページ	旧	新
P4	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項	（１）計画の性格に記載している、包含する計画及び法律の名称について、国の法改正に伴う名称変更を踏まえ以下のとおり修正 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

P32	—	5-1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減「重点的な取組」に以下を追加しました。 学校給食費無償化の段階的な実施（※）
P56	認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育施設等を利用できる事業の実施を検討します。	（16）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の説明文書を以下のとおり修正 認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育施設等を利用できる事業を実施します。（※）

※令和7年度当初予算案の成立を前提とした修正です。

【第3回堺市子ども・子育て会議（2/14）を踏まえた修正】

該当ページ	旧	新
P22	▶ こども・若者の権利を保障すること	P22＜基本理念の実現に向けて＞の5つ目の▶を以下のとおり修正 ▶ こども・若者の権利を保障し、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させること
【こども版】 P2	●安心してこどもを生み、育てることができるように支えます。	P2「1 こどもを安心して育てられるようにします！」の文章を以下のとおり修正 ●安心してこどもを生み、育てることができるように家庭を支えます。
【こども版】 P2	—	P2の基本理念の下部に、以下の文章を追記 「みなさんがたくさんのことを経験しながら成長していく中で、うまくいくこともあれば、つまずいたり、悩んだりすることがあるかもしれません。堺市では、みなさんがどのような状況におかれても、いつでも寄り添い支えます。」
【こども版】 P4		P4「わたしたちはどうやって意見を伝えるの？」を以下のとおり追記・修正

	● インターネットを使ったアンケート ● 役所で働く人がみなさんに直接会って意見を聴く取組 ● みなさんがおとなの会議へ参加 ● みなさんを対象としたパブリックコメント（意見を募集すること）	● インターネットを使ったアンケートに回答する ● 役所で働く人がみなさんに直接会って意見を聴く ● みなさんがおとなの会議へ参加する ● みなさんを対象としたパブリックコメント（意見を募集すること）で意見を伝える ● みなさんが議員を通じて役所に意見を伝える
--	--	--